

◆現況届提出にあたっての Q&A

番号	質問	回答
1	結婚（離婚）した。または祖父母と同居（別居）した。 何か手続きは必要か。	18 歳以上 65 歳未満の同居人が増える場合は「就労証明書」または「保護者等の状況確認書」の提出が必要です。また、「改姓・住所等変更届（※）」も併せて提出が必要です。 ※「改姓・住所等変更届」は右の Q R コードを読み取ってインターネット上で手続き可能です。 改正・住所変更届 
2	現況届に添付した「保護者等の状況確認書」をきょうだいの 4 月入所の申請に使用できるか。	<u>使用できません。</u> <u>4 月入所の申請書には、新たに 10 月以降に発行されたものがが必要です。</u>
3	現況届を提出した後に、保育要件（退職等）に変更があったときは、どうしたらいいか。	現況届の時期以外でも、引き続き新 2・3 号認定を希望される場合は、保育要件の変更申請が必要です。「就労証明書」または「保護者等の状況確認書」と「保育要件を確認する書類」の原本をお持ちのうえ、 <u>保育幼稚園課窓口にて施設等利用給付認定の変更申請を行ってください。</u>
4	保育要件に当てはまらない場合は、どうすればいいか。	新制度未移行幼稚園（※）を利用中の方は、新 2・3 号認定は取り消しとなり、新たに新 1 号の認定を受ける必要があります。詳しくは利用施設へお尋ねください。その他の施設を利用中の方は、新 2・3 号認定は取り消しとなります。該当される方は、保育幼稚園課までご連絡ください。 ※門真市内の新制度未移行幼稚園は、門真めぐみ幼稚園のみです。
5	新 2・3 号認定が取り消された場合、どうなるのか。	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用中の方は預かり保育料が、認可外保育施設等を利用中の方は保育料が、自己負担（無償化の対象外）となります。
6	書類を提出後、審査が完了した際は何か通知は届きますか。	審査が完了した際は特に通知をしていません。 不備がある場合は保育幼稚園課よりご連絡させていただきます。
7	門真市外へ転出予定です。 何か手続きは必要か。	転出先の自治体で改めて施設等利用給付認定の申請が必要となります。なお、転出日（※）より門真市民としての認定が取り消されます。 ※転出日：転出届に記載する異動年月日の前日